

処 分 基 準

平成 15 年 9 月 17 日作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第 19 条第の 10 第 1 項
処 分 の 概 要：認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消し
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第 19 条の 5 第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号 （古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由） 第 19 条の 6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 古物営業法第 21 条の 5 第 3 項（表示の禁止） 第 21 条の 7（競りの中止）
処 分 基 準： 古物営業法施行規則第 19 条の 10 第 1 項各号に該当する場合に、認定を取り消すこととする。ただし、次のように認定古物競りあっせん業者に帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、速やかにこれを是正、回復等することができ、現にその是正、回復等しようとしているとき等を除く。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の業務を行う役員が規則第 19 条の 5 第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係（076-441-2211 内線 3044）
備 考：

処 分 基 準

平成 15 年 9 月 17 日作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第 19 条第の 1 4 第 1 項
処 分 の 概 要：認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消し
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第 1 9 条の 1 2、第 1 9 条の 5 第 2 号から第 4 号まで又は 6 号（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由） 第 1 9 条の 6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 古物営業法第 2 2 条第 4 項、第 3 項（認定外国古物競りあっせん業者に対する報告徴収）
処 分 基 準： 古物営業法施行規則第 1 9 条の 1 4 第 1 項各号に該当する場合に、認定を取り消すこととする。ただし、次のように認定外国古物競りあっせん業者に帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、速やかにこれを是正、回復等することができ、現にその是正、回復等しようとしているとき等を除く。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の業務を行う役員が規則第 1 9 条の 1 2 において準用する規則第 1 9 条の 5 第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係（076-441-2211 内線 3044）
備 考：

処 分 基 準

平成 18 年 3 月 24 日作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第 29 条
処 分 の 概 要：認定売買等防止団体に係る承認の取消し
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第 23 条（盗品売買等防止団体に係る承認）
処 分 基 準： 古物営業法施行規則第 29 条各号に該当する場合、次のように帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、かつ、当該自体を速やかに是正、回復等することが可能であると認められる場合で、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、承認を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の業務を行う役員が古物営業法第 4 条第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係（076-441-2211 内線 3044）
備 考：